

ネルチンスク條約の國境に就て

増田 忠雄

十七世紀の中葉以來、黒龍江上流地方に於て、接觸するに至つた露支兩國は、その間に生じた中間地帯を通ずるダウリア路、アムール路により交渉、紛争を繼續し、遂にこれを解決するためにネルチンスクに於て、支那にとつて最初の國境會議が開催せらるゝことゝなつた。この結果、康熙二十八年七月二十四日(露曆一六八九年八月二十七日)ロシア代表チロウイン(Theodore Alexeyevich Golovin 支那にては俄昆尼、又は費羅多羅と書す)と支那代表索額圖との間に調印せられたネルチンスク條約によつて、この中間地帯は分割せられ、アルグン河とケルベチ河が兩國の國境と決定された。このアルグン河は問題ではないが、ケルベチ河が當時兩國當事者にとつて如何に理解されてゐたかは、多大の問題の存する處であつて、これを解釋するためには、當時の地理的知識の推定と、條文の地理的考證との二方法が必要である。

當時の地理的知識を推定する資料としては一六六七年のゴドノフ(Ivanovich Godunoff)の地圖と一六九六年のレマゾフ(Senian Remazoff)の地圖があるが、一七つて原始的な簡單な圖で國境考證には直接參考になるものではなく、後者はネルチンスク條約後のものであるので、ケルベチ河國境が記入されてゐるが、その位置が、アルバデンよ

り下流、現在のゼーヤ河附近にあり、當時ロシア側のケルベチ河の位置に對して如何なる程度の理解を持つてゐたか
と推定され、一方アルベデン確保の國內對策のための表現とも考へられ、参考になる點が少い(註二)。

これ等に比べると、この會議より約二十年後に、この地方を測圖したと考へられる耶蘇會士の報告を基礎に作圖したデュアルドの支那帝國全誌第四卷所載の地圖は遙かに詳密なもので参考になる點が多である(註三)。

その第九圖(露滿交界地方)の中に、「ネルチンスク條約による露滿國境はエルゴネ(Ergone)河とアデゲ・ケルベチ(Agigue-Kerbetchi)河とである」との記入があり、その地圖にはアルグン河より少し下流、現在のアマザール河の處に Agigue-Kerbetchi Pira とあり、その東側に Aux Tartares Chinois、西側に Aux Moscovites と記し、これが兩國の國境なることを示してゐる。しかるに奇怪なことには、この圖のアルグン河口より上流のサハリンウラに、北側より流入するアンベ・ケルベチ(Amba-Kerbetchi Pira)河の河口東岸に界標を思はせる塔形の圖が描いてあるのである。本圖の基礎となつた康熙帝の皇輿全覽圖(滿漢合璧清内府一統輿地秘圖)には同じく、アンベ・ケルベチ河口東岸に界標の記入があり、この系統の乾隆十三排圖には安巴格爾必齊必拉の河口と額爾古納必拉の河口西岸に界標の記入があるのである。

そこで問題はネルチンスク條約にて決定された國境が、アルグン河口より少し下流にて黒龍江に流入するアデゲ・ケルベチ河(アデゲは滿洲語で小)か、アルグン河口より遙か上流にてシルカ河(現在の河川名)に合流するアンベ・ケルベチ河(アンベは滿洲語で大)かと云ふ點に歸着する。

この問題を解釋するためにネルチンスク條約の條文を地理的に吟味する必要が生じて来る。この會議には支那側通譯としてゲルビロン(Gerbiljon)、ペレイラ(Pereira)等の教養ある耶蘇會士が隨行したために、ラテン語を以つて交渉が行はれ、従つて調印が行はれた條約正文はラテン文にて、その他、ロシア側よりロシア文の寫し一部、支那側より滿洲文の寫し一部を交換したのであるが、双方ともこれを判讀し得ず、従つて兩者の意見の一致はラテン正文に於てのみ存在したのである。その後建設された國境界標にラテン、滿洲、ロシア、漢文の條文が刻され、こゝに漢文の條文が残れることゝなつたのである。(この時は地圖を交換してゐなす)。

従つて據るべき條約はラテン文であるので、先づこれが西北地方の國境に關係のある條文を紹介すると、次の如くである。タタール人にウルム(Urum)と稱ばるゝ Cholna(Chorra)河に近きサガレンウラ(Sagaien Via)河に注ぐケルビチ(Kerbich)河は兩帝國間の限界を形成す……而して同じくサガレンウラ河口、上方にて注ぐアルゲン(Ergon)河はその限界を形成す……。

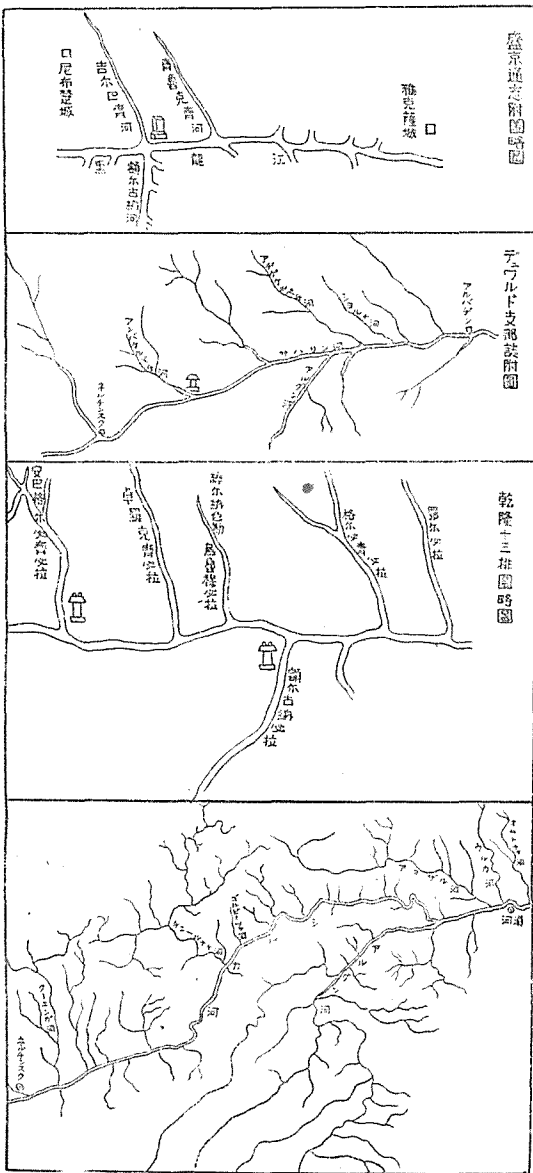
右の如く何等このケルベチ河を決定する詞なく、又この會議の通譯ゲルビロンの日記(デュアルド、前掲書、第四卷、二〇一頁所載)にある佛文條文にもたゞケルベチ河とあるのみで、ロシア文にはゴルビツァ(Gorbiza)河とあり、漢文には格爾必齊河とあり、何れによるも、前述の大、小ケルベチ河の何れとも決定することが出来ない(註四)。そこで先づ兩ケルベチ河の流入する河川の、當時に於ける名稱より考證を進めんに、前掲の如くラテン文には、ケルベチ河及びアルゲン河は共にサハリンウラ河に流入するとあり、漢文の條文には兩者ともに黑龍江に注ぐとある。

前掲のデュアルドの第九圖には、この河川に沿つて、「滿洲人はサハリンウラと稱し、支那人は黒龍江と稱し、ロシア人はアムールと稱する」と記入してあるが、シルカ河の記入は見られない。而して現在のシルカ河の位置にも同圖にはサハリンウラの記入があり、當時この流路全部がサハリンウラと稱せられてゐたことを知るのである。

ラテン條文には前掲の如く、ケルベチ河國境の記述の次に、アルグン河の國境を規定し、その説明に「上方にてサハリンウラに流入す」とある。この「上方にて」(Supra)はケルベチ河より上流にてサハリンウラに流入する意味ではないかと考へられ、かく推定するとケルベチ河は、アルグン河口より下流の小ケルベチ河でなければならぬ。

ロシア條文では、コルビツア河はシルカ河に流入し、アルグン河はアムールに流入するとありて、この河川名を二つに分ち、これを現在の河川名より解釋すれば、ケルベチ河はアルグン河口より上流に位置することとなり、大ケルベチ河でなければならず、前者と矛盾し、ロシア側に不利な結果となる。果して當時、現在と同じくアルグン河口より上流をシルカ河、下流をアムール河とロシア人は稱してゐたかは疑しい。この二つの河川名は、筆者の愚考によれば、ロシア人の黒龍江流域進出の二派が各自その土人の河川名を繼承したもので、ヤクーツクより南下、外興安嶺を越えてゼーヤ河より黒龍江に出て來たものは、この河をアムールと稱し、ザバイカルより東進したものはシルカ河と稱したものと考へられる。従つて兩河川名にも確たる限界があるわけではなく、しかもロシア條文にてはコルビツア河の記述は第一條に、アルグン河の記述は第二條に分載されてゐる點より、その作者の相違も考へられ、これによつてケルベチ河の位置を決定することは出来ない。

そこでケルベチ河の附近の河川より推定しなければならぬ。大體この會議當時、ケルベチ河は兩國委員によつてよく知られた河川ではなく、従つてラテン條文にも、このケルベチ河の位置を示すために、「タタール人にウルム河と稱ばれるチヨルナ河に近きケルベチ河」と説明し、ケルベチ河より却つてチヨルナ河の方が一般に知られてゐた河川なることを示してゐる。ロシア條文にはチエルナヤ河(Chernaya ロシア語で黒河の意)とあるのみにてウルム河の説明なく、漢文には綽爾納即烏倫穆河とウルム河の方を主として居り、ゲルビロンの日記のフランス文では *la riviere*



Chorna appellée en Tartare Ourouon とある。

デュアルドの前掲書第四卷の巻頭にある支那韃靼全圖には Agigue Kerbetchi Pira の東隣にウルン又は Cholna 河(Ourouon ou Chorna Pira)と記せる小河があるが、その第九圖には同一位置に Or Pira と記してあり、上流の Amba Kerbetchi Pira の附近にはウルム又は Cholna 河に該當する河川なく、これより上流は直ちに Nerza Pira となつてゐる。従つて第四卷の巻頭の圖によれば、本書の説明の如くアヂゲ・ケルベチ河が國境なることは決定的となり、たとへ本圖が、その説明及び條文と一致せしめるための表現とするも、現在この問題を考證するに唯一の資料である以上、一應これに據らねばならぬ。

現在の地圖によると昔のアンバ・ケルベチ河の附近にゴルビツア河があり、その西隣にチエルナヤ河がある。而してこのゴルビツア河と、昔のアヂゲ・ケルベチ河と思はれるアマザール河と比較すると、その延長上より見れば遙かにアマザール河の方が長大で、これを小ケルベチ河と稱し、ゴルビツア河の方を大ケルベチ河と云つた昔の河川名と矛盾して來る。寧ろ現在のチエルナヤ河を大ケルベチ河とし、ゴルビツア河をチエルナヤ河とした方が適當と考へられる。しかし斯る河川名も後述の如く國境が大ケルベチ河に移動してより後、條文と一致せしめるために用ひられたもので、少くともネルチンスク條約締結當時は、前掲のデュアルドの圖の如く、アルグン河口より下流の小ケルベチ河の東隣にチエルナヤ河があつたと解せられ、ケルベチ河の大小區別も國境移動後に起つた名稱で、小ケルベチ河こそ本來のケルベチ河であつたと考へられる。

この判定はネルチンスク會議に於ける國境劃定の目的より考へねばならない。この目的は筆者の愚考によれば、アルバデンとネルチンスクとの間の細長き黒龍江流域を、その中間で露支兩國に分割するにあつたのであるから、黒龍江南岸がアルグン河で分割された以上、黒龍江北岸の分割も、アルグン河口附近に流入する左岸支流によつて分割されねばならない。斯く考へると、國境劃定の理論上からも、小ケルベチ河が本來のケルベチ河で、黒龍江北岸を分割する國境河川でなければならぬこととなる。

この國境劃定の方針を表現してゐるものは、欽定盛京通志の首卷にある黒龍江將軍所屬形勢圖又は同一系統の大清一統志の黒龍江圖である。これらの圖は康熙帝の皇輿全覽圖系統の地圖より新しいにも拘らず、その描圖は至つて觀念的な形態を示し、康熙帝が實施した測圖とは別系統の地圖に屬し、寧ろそれより以前の古地圖、少くともネルチンスク會議に近き頃の地圖を資料としたものではないかと考へられる。

この圖を見ると額爾克訥河と吉爾巴齊河は南北一直線を成し、黒龍江と直角をなしてゐて、この交互、即ち黒龍江北岸、吉爾巴齊河口東岸に、俄羅斯界碑の圖が記されてゐる。このことは、吉爾巴齊河が、額爾克訥河と相ひ對して、黒龍江の河谷を東西の部分に分割するが如き位置にある河川として、この會議當事者間に理解されてゐたことを物語るものである。

従つて兩國の國境は、アルグン河口附近の、黒龍江左岸の河川にあるべきであり、この點からも、現在のアマザール河をケルベチ河として露支兩國の國境と表現した耶蘇會士報告の地圖は誤りではない。

たゞ問題となるのは前述の如く國境界標と思はるゝ塔形圖がアルゲン河口より上流の黒龍江左岸支流アンベ・ケルベチ河口東岸にあることである。この資料となつたものは一七一〇年七月から十月迄の間に康熙帝の命により黒龍江地方を測圖せるレヂス(Regis 雷孝思)、フリデリ(Friedelli 費隱)等の耶蘇會士の報告であるから、この圖はこの當時の状態を示したものと推定され、一七一〇年頃には既に大ケルベチ河口に界標が存在したことを物語つてゐる。従つて本圖は一方ではネルチンスク條約に従つて原則的な國境として小ケルベチ河國境を示しながら、一方では測圖當時の現實の大ケルベチ河國境を無意識の中に示してゐるのである。

そこで問題は、果して一六九八年のネルチンスク條約締結當時より一七一〇年の耶蘇會士等の測圖の時に至る約二十年間に小ケルベチ河より大ケルベチ河に國境が移動した事實があるか否かの問題となり、これが具體的の表現として國境界標の移動の問題となる。

國境界標建設は河川を以つて國境とせるネルチンスク條約に於ては必要條件ではなく、ラテン條文にも「若し清帝陛下が國境に標證を立てて之に本條文を記することを欲するならば、清帝陛下の歡慮に任すべし」とあり、ゲルビロンの日記には「兩國の親交を永久に記念するために、滿、漢、ロシア、ラテン語にて本條約全文を石に勒し、兩國間の劃定せる國境に立つ」とあり、清朝實錄の康熙二十八年十二月十四日の條には、

……應於議定格爾必齊河諸地、立碑以垂永久、勒滿漢字及鄂羅斯喇第訥蒙古字於上、……於墨勒根黑龍江、設官兵駐防、至是遣官立碑於界

とあり、七月のネルチンスク會議後、十二月までの間に支那側の手によつて界標が建設されたことは明かである。

しかしこれには界標建設の位置が明かにされてゐないが、この界標の目的が、國境横斷交通路に於ける揭示板の役目をなす國境劃定の技術的發展上、その第二段階にある點から考へると（註五）その建設地は、前掲の盛京通志の地圖の如く、その當時の兩國の交通路、黒龍江沿岸にして、この地帯を東西に分割するアルグン、ケルベチ兩河の交點に一個の界標が建設さるべきものと考へたに相違ない。しかるに現地に於ては兩者の位置が相違してゐるので、比較的明瞭な黒龍江右岸の大河アルグン河よりも、左岸のケルベチ河口に建設されることになつたと考へられ、二十年後の耶蘇會士の測圖の時は、これが上流の大ケルベチ河に移動して居り、これがデュアルドの地圖に表現されたものと思はれる。

この間の國境界標移動に關しては、ラベンスタインは「ビュシングス・マガジン」(Busching's Magazine)の四八八頁のベアー(Baer)の報告を引用して説明してゐる。この人はイルクーツクに滞在中に、この事件に關係したコサックより聞き込んだものであると云ふ（註六）。

即ち、アルベデンの攻防戰の頃、ロシア軍にシェレジン(Shelshin)と云ふツングース出の男が居た。彼はこの戰で支那軍に捕はれたが、逃亡して後に云ふ處の大ケルベチ河に至り、其處でロシア政府の保護の下に暮してゐた。處が支那當局は彼がロシア領に現れたのを知り、ロシア側にこの逃亡者の逮捕を要求して來た。時のネルチンスク長官ブーシキン(一七〇三—一七〇七年)は止むなく數名のコサックを派し彼を逮捕し、支那側に引き渡した。しかるに再び支那側

に捕はれたシエレジンは、支那官憲に對し、「決して自分は支那領より逃亡したのではない。何故ならば自分の居た處は兩國の國境ケルベチ河であるからである」と、この上流の左岸支流をケルベチ河と稱して、その逃亡罪から免れたのであつた。この辯解を支那官憲は嬉んで信じ、その翌年、このシエレジンの案内で所謂ケルベチ河に至り、此處に界標を建設したのであつたと云ふ。

この話を事實とすれば、一七一〇年の耶蘇會士の測圖の時、既に界標は、上流の大ケルベチ河口に存在し、その報告を基とせる地圖類に、界標がこの位置に記入されてゐる理由も判然とするのであるが、その詳細な點は疑問とするも、かゝる物語が残されたと云ふ事實の中に、この頃、國境の西進が行はれたことを推定せしむるものがある」と考へられる。

このことはケルベチ河の名稱の變遷に現れてゐる。即ちネルチンスク條約當時、何等ケルベチ河を分けるが如き名稱を附してなく、たゞ一つのケルベチ河と稱せられてゐたものが、この十八世紀初頭以後、大ケルベチ河と小ケルベチ河とに分けることになつたのは、舊來のケルベチ河國境と、新設のケルベチ河國境とを合理的に説明するために名づけられた河川名と考へるより理解の方法がない。

支那側の記録にも、この頃以後かゝる河川名が用ひられ、乾隆初期（一七五〇年代）に選せられたと考へられる、「龍沙紀略」には

……今界碑在西北昂班格里必齊河之東……黑龍江……其自界碑橫而東也、河之由西北而南入江者九、曰阿集格格里

必齊、曰卓爾克奇、曰昂班格里必齊……

とて、ケルベチ河をアデガ・ケルベチ河とアンバ・ケルベチ河とに別ち、明かに界碑が上流の大ケルベチ河東岸に在ることを物語つてゐる。

かくて、この大ケルベチ河はその後兩國の國境として認められ、嘉慶十五年(一八一〇年)頃の作なる「黒龍江外記」には毎年國境巡察が實施されたことを記し、その際、ケルベチ河で兩國官憲の交歡が行はれたことが述べてあり、ロシア側も、この大ケルベチ河の國境を承認してゐたものと見ることが出来る(註七)。

しかし、ロシアの極東再進出が行はれ始めた十九世紀中頃には既に、この地の界標は存在してゐなかつたらしく、一八五三年、ロシア外務當局の界標建設の要求に對して、清朝當局は「格爾必齊河岸の黒龍江左岸に國界標を建てん」と回答してゐるのでも明かである(註八)。

ネルチンスク條約の結果、建設された界標は、ケルベチ河口東岸一個のみであつたことは、その界標建設の意義よりも推定される處であるが、アルダン河口及び外興安嶺の界標の問題が残されてゐる。

アルダン河口の界標に就て記した最も古い記録は乾隆三十二年の欽定皇朝通志金石略である。

御製與俄羅斯定約分界碑文、康熙二十九年國書行書俄羅斯蒙古捷提五種書額里古納河摩崖

とあり、同じ頃の乾隆十三排圖には安巴格爾必齊必拉の河口東岸と額爾古納必拉の河口西岸に界標の塔形圖が描かれてゐる。その後この系統を受けた地圖は皆この二箇所に界標が記入されてゐる。光緒二十年の中俄界約對注には錢恂

は今額爾古納界碑巍然尙存と説明して居り、近代までこれが存在したことは間違ひのないところであらう。

しからば何時これが建設されたのでらうか、皇朝通志には康熙二十九年と書いてあるが、十八世紀初期の記録にそれが見られない處を見るとこれは疑しい。恐らくは乾隆初期より中期に至る間に、アルグン河國境を明瞭ならしめるために、追加建設されたのではないかと推定される。そしてその建設位置が河口西岸のロシア領であることは注目し値するところであつて、ロシア側の手により建設されたのではないかと考へられる。

次に支那側の手により一方的に建設されたと考へられる界標が、東北の山嶺にある。これは康熙末年の作と考へられる楊賓の柳邊紀略にある。次の如き記述である。

威伊克阿林極東大山也、康熙庚午與阿羅斯分界、天子命鑲藍旗固山額眞巴海等分三道往視之、一從亨鳥喇入、一從格林必拉入、一從北海遶入、所見皆同。時方六月大、東海尙凍立碑於山上刻滿洲阿羅斯喀爾喀文

これに就ては曹廷杰がその東北邊防輯要卷二に界碑地攷として考證して居り、威伊克阿林に就ては

威伊克阿林、在混同江南岸奇吉汜下、今其地名特林即威伊克阿林之合音、界碑巍然尙存、並有一碑、額曰永寧寺亦勒滿蒙漢數體字

とあり、今のトイルとしてゐる。しかし、これは疑はしく、界碑巍然尙存と書きながら、永寧寺碑の記述に比して簡單であり、これ恐らく宣德八年の永寧寺重修碑の誤解ならんと考へられる。

この曹廷杰より七十六年前の文化六年（一八〇九年）この碑を發見した間宮林藏は、その東韃紀行卷之上に

其經界(ロシアの經界)の詳を極めさらむも云甲斐なき事と思ひ、幾年此處に有共是非其經界を極むべしと決しとある如く、露清國境調査を主目的として黒龍江に至つた彼が、サンタコエに於て

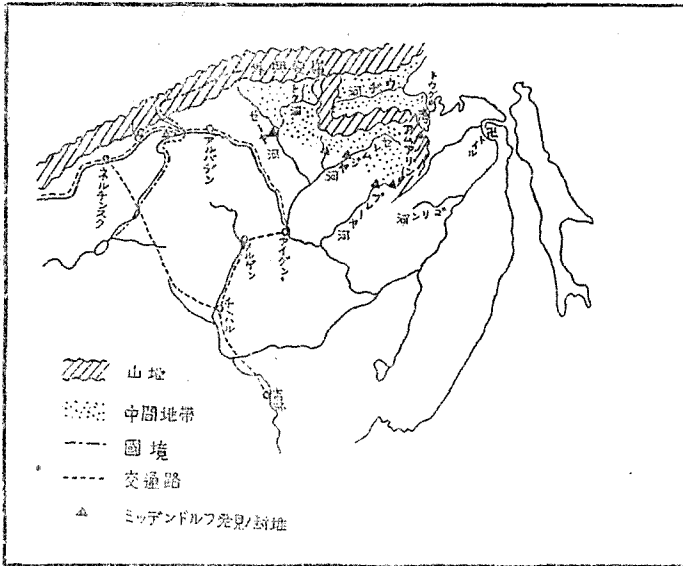
此處の河岸高き處に黄土色の石碑二頭を立、林藏船中よりの遠眺なれば文字は彫刻せるや否を知らず

とこの二碑を見たるにも拘らず、何等國境界碑としての注意を拂つてゐないのでも、曹氏の考證の誤りが明かである。しかし間宮林藏が、黒龍江口奥地に、露清國境あるべしとの推定は、誤りではなかつた。

大體この地方の國境はネルチンスク條約で未定に残された地域であつて、ラテン條文では

ウデ(Vd) 河と此山脈(外興安嶺)との間にある地方及び海に注ぐ諸河の疆界は暫く未解決の儘に放置し

として居り、この地域に關する地理的知識の不足と、兩國の交通未發達のため強ひてこの際國境を劃定する必要を認めなかつたのである。従つて、この地域に界標建設の必要なく、



もし建てたとすれば、支那側が一方的に、自己の文化圏を限定するために補立したものと推定され、國境劃定の技術的發展上、その第一段階に屬する界標と見るべきである。

前掲の柳邊紀略にある威伊克阿林界碑の記述も、曹廷杰の考證にある如く、たゞ一つの界碑と見るべきではなく、康熙二十九年、固山、額真、巴海等が亨烏喇(曹氏は吞河としてゐるが疑問)、格林必拉(曹氏は格楞河とし、現在のゴリン河)、北海(曹氏は索倫河東海灣とし、現在のトウグル灣)の三道より輿地に入り、威伊克阿林(ゴリン河とトウグル灣との中間の山脈は現在、ウセ・アリン、アム・アリンと稱せられてゐるが、漠然と外興安嶺の東方延長と解すべきであらう)に達し、各自その山上に踏査記念の標識を残したことを記録したのではあるまいかと考へられる。

清朝實錄卷七四三の乾隆三十年八月の條に

其黑龍江城與鄂羅斯接壤處有與堪山、延互至海、亦斷難乘馬偷越、第自康熙二十九年、與俄羅斯定界、查勘各河源後、從未往查、

とあり、この威伊克阿林踏査實施を物語るものと思はれるが、界標に就ては述べてゐない。

清季外交史料卷七七所載の黑龍江將軍恭鐘等の奏摺(光緒十四年八月)には

有精奇里河託克河英肯河西力木迪河牛曼河西勒莫德河六封堆、每年由布特哈總管、輪派官兵巡查、均爲防俄窺邊而設、歷由乾隆三十年至道光二年陸續奏明、遵照辦理在案

とありて、乾隆三十年より以後、ゼーヤ河、セテムジャ河、ブレイヤ河上流方面の巡察が實施せられ、これ等の地方

に六個の封堆があつたことを物語つてゐる。

しかるに一八四四年(道光二十四年)この方面を調査したミツデンドルフは、ゼーヤ河上流で一個、セレムジャ河方面で二個、ブレーヤ河上流で二個、トウグル河上流で一個、計六個の國境界標を發見したと報告してゐる(註九)。これは前述の封堆のことと思はれるが、その報告にも「人間の背位の高さのピラミッド式に小石を積み重ねた石壘」と記して居り、この封堆とは蒙古の鄂博の如きものであつたと考へられる。

この封堆の意義を説明するものと思はれる資料として黒龍江外記の卷下の察邊の條に

……各書名月日於木牌、瘞山上、明年察邊者取歸、以呈將軍副都統、又各瘞木牌、以備後來考驗、此爲定例とあり、即ちこの封堆は國境地帶巡察者が、奥地に實際に至り巡察を實施せることを證據立てるために、巡察記録を埋藏し、以つて翌年の巡察者に聯絡するために用ひられたものと考へられる。ミツデンドルフも、その附近の木の枝に巡察記録を記せる木板が馬毛で掛けてあつたと記し、この封堆の意義を無言の中に説明してゐる。

従つて、これ等の封堆は嚴密な意味に於て界標と稱せられるものではなく、自己の文化圏を自主的に印しつける標識であつて、何等國際的意義を有するものではなく、假ひその間に條約上の國境が協定されてあつたとしても、この國境兩側は無所屬の中間地帯をなして實際上、國境地帯を形成し、封堆はこの國境地帯と文化圏との限界を表示してゐるに過ぎないのである。

ネルチンスク條約によつて決定されたこの方面の國境は、かゝる國境地帯の段階にある國境であつて、兩國交通の

未發達の當時に於ては、これを以つて充分満足し得る状態であつたのである。ウヂ河流域の未劃定地域も、條文に明記された國境地帯と見ることが出来る。

これに反して、ネルチンスク條約の主目的なる、アムール路沿岸の國境劃定は、既に線的な國境を必要とする程の兩國交渉がこの交通路に沿つて行はれ、従つて比較的詳細な地理的知識の基礎の下に、アルグン、ケルベチ兩河によつてこの交通地帯の分割が行はれ、これが標識として國境界標がケルベチ河口に建設されたのである。しかるにその後、大ケルベチ河に國境が西進し、界標も移動せられ、更らに、アルグン河口にも界標が補立せられ、かくて、この方面の國境は自然の河流を利用することによつて比較的詳細な線的國境が維持せられて來たのである。

(昭和十五年十一月二十八日)

註一 拙稿、滿洲西北境に於ける露支交渉(滿鐵調査月報、昭和十六年一月)

- ③ Godunoff, Map of 1667. (Baddely: Russia, Mongolia, China. Vol. I. p. 126) Remezoff, wall map of Northern Asia, 1696. (Baddely: op. cit. Vol. I. p. 157) Remezoff, Map of the Territory of the Town Nerchinsk, 1701 (Baddely: op. cit. Vol. II p. 326).
- ④ DuHalde: Description Géographique, chronologique, politique, et physique de l'empire de la Chine et de la Tartarie Chinoise. Paris, 1735.
- ① Treaties between China and Foreign States. Vol. I. pp. 3-17.
- ⑤ 拙稿滿洲東部國境の諸問題(滿鐵調査月報、昭和十四年三月)
- ⑥ Ravenstein: The Russians on the Amur, London, 1861, p. 67.

ネルチンスク條約の國境に就て(増田)

⑦ 黑龍江外記卷下

察邊者既至格爾畢齊河、瑪玉爾先來謁待以賓禮……瑪玉爾俄羅斯官名

⑧ Vladimir : Russia on the Pacific and the Siberian Railway, London, 1889, pp. 200-201.

⑨ Ravenstein : op. cit. pp. 203-212 (Middendorff's Journey from the Sea of Okhotsk to Ust Strelka, 1844-5).